

下田税務署から所得税の確定申告等についてのお知らせ

- 確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅からのe-Tax申告を是非ご利用ください。
また、詳しくは国税庁ホームページをご参照いただくほか、申告の作成方法などの動画を、YouTube「国税庁動画チャンネル」でもご紹介しています。
- 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。
- 「入場整理券」は、確定申告会場での配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配布しています（状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。）。



国税庁LINE
公式アカウント

区分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概要	確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝除く	2月20日(火)～2月22日(木) ※土日祝除く
開設時間	9時～17時 (注)入場には「 入場整理券 」が必要です。	9時30分～12時、13時～16時 (注)入場には「 入場整備券 」が必要です。
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市数根761 ※当該施設への確定申告等に関するお問い合わせはご遠慮ください。	
	第一会議室、第二会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等) ・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等(収支内訳書及び青色申告決算書は事前作成をお願いします。) ・各種控除証明書、領収書等(医療費控除の明細書は事前作成をお願いします。) ・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの発行時に設定した以下のパスワード <ul style="list-style-type: none"> ①署名用電子証明書(英数字6桁～16桁) ②利用者証明用電子証明書(数字4桁) 	
その他	<p>会場では、基本的にはご自身のスマホを使用した電子申告(e-Tax)による申告相談を行っています。来場の際には事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくようお願いします。「署名用電子証明書」、「利用者証明用電子証明書」のパスワードについてご不明な場合は、各自治体窓口にお問合せください(市民保健課市民係 ☎2215)。</p> <p>所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(金)です。 消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は4月1日(月)です。</p>	

★その他のお知らせ

- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行ってまいります(市役所の会場では行っておりません)。

◆問合せ先

所得税の確定申告等については 下田税務署 ☎0185(代表)

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。

ご用件に応じて番号を選択してください。

国税庁確定申告書等
作成コーナー



作成コーナー



市県民税申告についての事前のお知らせ

問合せ先 税務課市民税係(窓口⑨) ☎2218

令和6年度(令和5年分) 市県民税申告相談日程	
申告期間	2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝除く
受付時間	9:00～11:30、13:00～15:30 ※事前にウェブ予約又は電話予約をお願いします。
申告会場	市役所2階 大会議室 ※地区の割振りや各地区での受付会場はなくなりました。

【事前予約について】

会場の混雑緩和のため、インターネット上のウェブ予約と電話予約を行います。予約優先となりますので、申告相談を受ける場合は、事前の予約をお願いします(希望日4日前まで予約が可能です)。事前の予約がなく当日受付枠に空きがない場合は、後日の来場をお願いすることがあります。

①ウェブ予約



1月26日(金)
～3月11日(月)まで

②電話予約

☎2218

※平日9時～17時まで
※希望日の4日前まで予約可
2月5日(月)
～3月11日(月)まで



【市県民税の申告用紙について】

市県民税の申告用紙は、昨年申告された方、昨年中に転入された方へ1月24日(水)に郵送予定です。1月24日(水)以降、市ホームページからも印刷することができます。

【郵送による申告書の提出・e-Taxの活用について】

市県民税の申告書は、ご自身で記入して郵送により市役所に提出することができます。所得税の確定申告は、e-Tax(スマートフォン、パソコンを使用した国税電子申告・納税システム)で作成・送信することにより申告することができます。今回から確定申告はスマホ申告が原則となります。市県民税申告は郵送を、確定申告はe-Taxを是非ご利用ください。

【書類の事前作成のお願い】

- ・医療費控除を申告される方は、所定の「医療費控除の明細書」を事前に作成してきてください。
 - ・事業・農業・不動産所得がある方は、所定の「収支内訳書」を事前に作成してきてください。
- 職員は、上記書類の作成代行は行いません。相談時間の短縮のため、ご協力をお願いします。(用紙は市役所税務課で配布しているほか、市又は国税庁ホームページからも印刷することができます。)